

夏休み宿題（提出日は9月の最初の授業の時とする。忘れた生徒は未提出とするので忘れ【情報A】ないように注意しなさい。以下の質問を調べ空欄を埋めなさい。）

※この宿題の内容はNIEや情報関係の研究会、学校のWebページ等で発表する場合がありますかも知れません(生徒名を伏せた上での発表)。真面目に取り組む丁寧な回答して下さい。

1. 『表現の自由』と『検閲の禁止』を規定した日本国憲法第21条を書きなさい。

2. なぜ、このような権利が保障されたのかを考えなさい（大日本帝国憲法と対比）。

3. プライバシーの権利とはどのような権利ですか。

4. プライバシーの権利に関する過去の裁判にはどのようなものがあったかを調べなさい。

5. 過去の出版差し止めや自主回収の事例を調べて書きなさい。

6. この裁判（田中真紀子長女文春記事差し止め請求・審理）の流れを図にまとめなさい。

3月14日	
3月16日	
3月17日	
3月19日	
3月20日	
3月31日	

7. 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞の『社説』の見出しを書きなさい。また、『取り消し決定』に対する肯定度を次の数字の中から選んで書きなさい（1：全面的に取り消しに賛成の考え 2：1と3の中間的な考え（どちらかというとなら1に近いかも知れない？） 3：プライバシーの保護の重要性を指摘し、どちらかという否定的な考え）。

新聞名	社説見出し	取り消し決定に対する肯定度
朝日新聞		
毎日新聞		
読売新聞		
産経新聞		
日本経済新聞		

8. 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞の『社説』を読み比べて、主張の違いで気がついたことを書きなさい。

9. あなたは、この出版差し止め（東京地裁が出した『出版差し止め』のことをいい、後に東京高裁が決定の取り消しを決めたもの。つまり、プライバシーの侵害であるから出版を差し止めるという考え方）に賛成ですか、反対ですか（理由も書きなさい）。

賛成・反対	
理由：	

1年	組	番	氏名	
----	---	---	----	--